

計画策定に係る経過等

【つくばみらい障がい福祉計画策定の経過】

- H19 つくばみらい市いきいきハートプラン
(障がい者計画及び障がい福祉計画)
- H21 第2期障がい福祉計画策定
- H24 障がい者計画及び第3期障がい福祉計画策定
- H27 第4期障がい福祉計画策定



【第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定】

- 計画期間：H30～32年度末までの3か年
- 策定体制：つくばみらい市障がい者支援協議会の協議、庁内調整会議の協議
- 計画策定のポイント
 - ・新たなサービスの提供
就労定着支援／自立生活援助／居宅訪問型児童発達支援
 - ・障がい児福祉計画の策定等



【障がい福祉に関する法制度の経緯】

- H28 障害者総合支援法・児童福祉法改正（自立生活・就労定着支援、障がい児福祉計画策定）
- H28 発達障がい者支援法改正
(発達障害者支援地域協議会設置、発達障害者支援センター等による支援)
- H28 障害者総合支援法改正（医療的ケア児の支援）
- H28 障害者差別解消法制定（障害を理由とした差別的取扱い禁止、合理的配慮の提供）
- H28 障害者雇用促進法改正（障害を理由とした差別禁止、精神障害者の雇用促進）
- H26 障害者の権利に関する条約批准
- H25 障害者総合支援法制定

計画の概要

I 計画策定の考え方

- ・以下の国の基本理念に基づき策定。
- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活移行、地域生活の継続の支援、就労支援等、課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

II 障がいのある人を取り巻く状況

- 1 人口推移
 - ・平成29年4月1日現在、51,122人。
 - ・平成24年から4,821人（10.4%）増加しつつばエクスプレス沿線開発による子育て世代の転入が要因。
- 2 障がいのある人の状況
 - ・障害者手帳所持者は、平成29年4月1日現在1,961人、総人口の3.8%。
 - ・平成24年の1,829人から132人（7.2%）増加、知的障がい者は平成24年の1.2倍、精神障がい者は1.3倍。
- 3 難病の状況
 - ・平成29年4月1日現在の一般特定疾患医療受給者証所持者数は437人、平成24年の1.6倍に増加、平成27年の難病法制定以降、指定難病が拡大したことによる。
- 4 障害支援区分別の認定者数
 - ・平成29年現在261人、平成26年の191人からほぼ1.4倍。
 - ・区分別では区分2が65人で最も多く、次いで区分3、6が55人。

III 第5期障がい福祉計画

- 1 成果目標
 - (1) 施設入所者の地域生活移行
 - ・平成27年度以降の地域生活移行者の実績及び施設入所者の状況から設定。
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・システム構築の協議の場として、障がい者支援協議会に専門部会を設置。
 - (3) 地域生活支援拠点の整備
 - ・圏域での整備を含め、障がい者支援協議会等において、整備方針等を検討。
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・平成27年度以降の一般就労移行者の実績及び就労支援事業所の支援の状況等から設定。
- 2 自立支援給付の見込み量と確保方策
 - ・第4期計画の実績・推移を踏まえて、平成30,31,32年度の見込み量を設定し確保方策を記載。

<p>【訪問系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援 	<p>【日中活動系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 	<p>【居住支援・施設系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤就労継続支援(A型) ⑥就労継続支援(B型) ⑦就労定着支援：新たなサービス ⑧療養介護 ⑨短期入所(ショートステイ) 	<p>【相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自立生活援助：新たなサービス ②共同生活援助 ③施設入所支援 ④計画相談支援 ⑤地域相談支援（地域移行支援） ⑥地域相談支援（地域定着支援）
--	---	--	--
- 3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策
 - ・第4期計画の実績・推移を踏まえて、平成30,31,32年度の見込み量を設定し確保方策を記載。

<p>【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①理解啓発・研修啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター 	<p>【任意事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日中一時支援事業 ②訪問入浴サービス事業 ③社会参加支援事業
---	---	---

IV 第1期障がい児福祉計画

- 1 成果目標
 - (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ・児童発達支援関連事業所等との協議を進め、圏域を含めた児童発達支援センターの設置を検討。
 - ・保育所等の訪問支援は、現在体制を活用し、児童発達支援事業所等関連事業所との協議により支援を充実。
 - (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所との協議により、圏域での確保を含め検討。
 - (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
 - ・障がい者支援協議会に専門部会を設置して協議の場とし、支援の仕組みを検討。
- 2 障がい児支援に係る給付の見込み量と確保方策
 - ・第4期計画の実績・推移を踏まえて、平成30,31,32年度の見込み量を設定し確保方策を記載。

<ul style="list-style-type: none"> ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ③保育所等訪問支援 ④医療型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤居宅訪問型児童発達支援：新たなサービス ⑥障がい児相談支援
--	---	---

V 計画の推進

- 1 計画の推進体制
 - ・障がい者支援協議会を核として、関係団体による推進体制を構築。
- 2 計画達成状況の点検・評価
 - ・PDCAサイクルによる分析・評価を行い必要に応じ見直し。